平成２５年（フ）第１４９５号
埼玉県新座市栗原３丁目３番38号　メゾンはなこ303号室
債務者　中川内あかね
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
埼玉県川越市吉田新町３丁目９番地４　近藤コーポ102号室、前住所埼玉県川越市大字笠幡753番地14
債務者　高橋　高子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６２６号
埼玉県川越市大字上戸342番地24
債務者　福田　和夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３９号
埼玉県川越市大字福田260番地７、前住所埼玉県狭山市笹井２丁目１番16号
債務者　松下　　充
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４６号
埼玉県川越市石原町１丁目27番地２　アルカディア岸315号室
債務者　稲垣美那子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目600番地の44　サンイースト101
債務者　小野　祐史
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７号
埼玉県狭山市狭山台４丁目29番地の23
債務者　鍋島あき子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６１号
静岡県沼津市志下247番地の７
債務者　鈴木　直子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
静岡県三島市壱町田41番地の７　県営壱町田やまがみ団地６―201
債務者　惠　惠美子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２３号
愛知県瀬戸市松原町３丁目172番地　ＰＩＡ松光ビル103
債務者　坂本　華奈
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３号
高知市知寄町２丁目４番10―501号　サーパス知寄町Ｉ
債務者　上甫木宏之
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１４５号
東京都調布市下石原３丁目60番地３青雲荘Ｆ―103
債務者　井上美代子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午前10時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１２６号
東京都三鷹市中原３丁目６番34号ぱるる石川101
債務者　酒井　禎仁
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午後３時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４０１号
北海道旭川市東光13条２丁目１番４号　ソルテリア13Ａ202号
債務者　郷内　明美
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
東京都小平市小川東町４丁目５番３―305号
債務者　板藤　康宏
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４１号
静岡市駿河区小鹿３丁目17番18―202号
債務者　松山　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部